

# SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2023年2月27日改定)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後) (2023年2月)	旧 (改定前) (2022年12月)
<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>	<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>
(上場廃止の場合の措置)	(上場廃止の場合の措置)
<p>第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。</p> <p>2 <u>上場廃止となる寄託証券等について、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難であると判断するときは、当社は申込者が権利を有する当該寄託証券等を申込者の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p>3 <u>当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとします。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。</u></p>	<p>第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。</p>
(選別基準に適合しなくなった場合の処理及び上場廃止の場合の措置)	(選別基準に適合しなくなった場合の処理)
<p>第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。</p> <p>2 外国証券が、当社が売買注文を取り</p>	<p>第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>

<p>3 <u>次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は申込者が権利を有する当該外国証券を申込者の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p><u>当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとします。</u></p>	<p>(追加)</p>
--	-------------

以上